

石綿による健康被害の救済に関する法律の改正について



平成 20 年6月 18 日に公布された「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」の施行日が、平成 20 年 12 月1日に決定しました。そこで、平成 20 年 9 月 1 日から 30 日までの間、下記の主な改正点に関するパブリックコメントを募集し、その結果から施行に向け、省令の改正や制度改正についての周知等を行います。

主な改正点

- ① 医療費等・療養手当の支給対象期間が、申請日から療養を開始した日までに拡大。
- ② 施行日以後において、認定申請することなく死亡した者の遺族に対しても救済できるよう処置する。
- ③ 特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金の請求期限の拡大。
- ④ 特別遺族給付金の支給対象の拡大。
- ⑤ 国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表の徹底。

当社では、各種建材製品のアスベスト分析を行なっています。まずはお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2008 年 9 月 1 日、9 月 8 日付 環境省 HP

品質検査箇所 加藤吉紀